

工場・物流施設新增設事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、事業者が実施する工場又は物流施設の新增設等を支援するものです。

2. 助成対象

種類	対象事業	対象者	要件
①	市内の土地への工場等の新增設	製造業者	1 建物の延べ面積が 500 m ² 以上であること。 2 建物投資額が 1 億円（中小企業者については 5,000 万円）以上であること。 3 建築確認を伴う工場等であること。 4 住居系地域ではないこと。 5 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
②	市内の土地への物流施設の新增設	物流業者	1 建物の延べ面積が 1,000 m ² 以上であること。 2 建物投資額が 2 億円（中小企業者については 1 億円）以上であること。 3 建築確認を伴う物流施設であること。 4 住居系地域ではないこと。 5 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

- ※ 物流業者とは、事業者のうち、日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業を営む事業者（主として旅客の運送を行う事業者を除く。）をいう。
- ※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

3. 助成内容

種類	助成金の額	限度額
①	工場等の操業又は事業を開始した日以後において、課税されることとなる固定資産に係る評価額（建物に限る。）に 100 分の 10（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100 分の 12）を乗じて得た額以内	1 の年につき 2 億円
②	物流施設の操業又は事業を開始した日以後において、課税されることとなる固定資産に係る評価額（建物に限る。）に 100 分の 5 を乗じて得た額以内	1 の年につき 1 億円

- ※ 助成金算定額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- ※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

種類	認定申請期限	交付申請期限
①	助成対象事業の着工 30 日前まで	最初に固定資産税を課された年度の 6月末日
②		

5. 助成金の申請手順及び提出書類

①、②共通

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 2（第 4 条関係）に定める工場・物流施設新增設事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigyo@city.kasugai.lg.jp